

# 本町の消費生活相談窓口

町では毎月1回、専門の消費生活相談員1名による、無料の相談窓口を開設しています。秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

- Q.** 予約は必要ですか？  
**A.** 予約は必要ありません。右記相談日に直接お越しください。トラブルの内容がわかる資料をお持ちいただくと相談

- が円滑に進みます。  
**Q.** 当日、相談会場に行けないのですが。  
**A.** 相談日当日は、電話による相談も可能です。役場都市計画課地域振興係にご連絡ください。相談員におつなぎします。ただし、先に相談者がいる場合、すぐに対応できない場合もありますのでご了承ください。

相談窓口開設日	
と き	会 場
7月16日(水)	役場3階 会議室3
8月20日(水)	
9月17日(水)	
10月22日(水)	
11月19日(水)	
12月10日(水)	
1月21日(水)	
2月18日(水)	
3月18日(水)	

いずれも午後1時～午後3時

愛知県や北名古屋・清須市の相談窓口を利用していただくこともできます。弁護士や司法書士による法律に関する相談窓口もあります。

近隣市の消費生活相談窓口				
自治体名	と き※	ところ	相談員	問合せ
北名古屋	毎週水・木曜日 午後1時30分～午後4時30分	北名古屋役所東庁舎 ミーティングルーム (北名古屋市熊之庄御榊60番地)	消費生活専門相談員	北名古屋市 商工農政課 (0568)22-1111(代表)
清須市	毎月第1～4火曜日 午後1時30分～午後4時30分	清須市役所本庁舎 相談室 (清須市須ヶ口1238番地)	消費生活専門相談員	清須市 産業課 (052)400-2911(代表)
	第2水曜日 午後6時～午後8時	清洲市民センター 研修室 (清須市清洲弁天96番地1)	司法書士	
	第4土曜日 午前10時～正午	清須市役所本庁舎 相談室 (清須市須ヶ口1238番地)		

愛知県の消費生活相談窓口 (中央県民生活プラザ)				
相談名	と き※	ところ	相談員	問合せ
消費生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分 毎週土・日曜日 午前9時～午後4時	愛知県中央県民生活プラザ (愛知県自治センター1階、 名古屋市中区三の丸3-1-2) とよやまタウンバス 「愛知県庁前」下車徒歩約5分	消費生活専門相談員	(052)962-0999
多重債務相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時15分 毎週土・日曜日 午前9時～午後4時30分		専門の相談員	(052)962-5100 FAX(052)972-6001 ※土日はFAX(052)961-1317
	法律相談(予約制)		毎週火・木曜日 午後1時～午後4時	弁護士・司法書士

※ 祝日等は除く。

## 被害を防ぐために

高齢者の場合、「他人に相談するのは恥ずかしい」「家族に迷惑をかける」という思いから、誰にも相談できず、一人で悩みを抱えがちです。家族や地域の人々が協力して、困っている方がいないか、声掛けや見守りをしていくことが大切です。離れて暮らす家族がいる場合は、日頃から定期的な連絡を心掛けましょう。電話を利用した「なりすまし」による詐欺を防ぐため、あらかじめ合言葉を決めておくことも有効です。

一方、未成年者は、スマートフォンやインターネットに接続できるゲーム機に関わるトラブルが増えています。フィルタリングサービスを活用するほか、日頃からインターネットを利用する際のルールなどを家族でよく話し合っておきましょう。

私たちは毎日、何らかの商品やサービスを消費しています。そのため、誰もが消費生活トラブルの当事者となる可能性があります。「自分だけは大丈夫」という過信は最も危険です。自ら進んで知識を習得し、相談窓口を活用するなど、被害に遭わないような心構えをしておくことが必要です。

▼問合せ 都市計画課 地域振興係  
28・2463